

関東信越税理士会 熊谷支部 9 月例会次第

日時 平成 25 年 9 月 9 日(月)
午前 9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 8 月 7 日(水)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 8 月 7 日(水)	支部納涼会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 8 月 7 日(水)	総会反省会及び熊谷地域提携企業懇話会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 8 月 9 日(金)	県連支部長会	於	埼玉県税理士会館
(5) 8 月 12 日(月)	大里地区委員会	於	富吉
(6) 8 月 12 日(月)	南部地区委員会	於	廣川
(7) 8 月 19 日(月)	北部地区委員会	於	満る岡
(8) 8 月 22 日(木)	深谷地区委員会	於	きんとう旅館
(9) 8 月 23 日(金)	西部地区委員会	於	まんまる
(10) 8 月 27 日(火)	中央地区委員会	於	いづみ寿司
(11) 8 月 29 日(木)	東部地区委員会	於	徳樹庵
(12) 9 月 2 日(月)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 9 月 2 日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(14) 9 月 4 日(水)	県連支部長会・埼玉県法人会連合会との協議会	於	パレスホテル大宮

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 9 月 9 日(月) 午前 9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 9 月 9 日(月) 午前 11 時 00 分～12 時 30 分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 成年後見人
講師 税理士 武田靖氏
- (3) 三者懇談会
日時 9 月 9 日(月) 午後 12 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 本会支部長会・理事会
日時 9 月 12 日(木) 午後 1 時 30 分～
場所 パレスホテル大宮
- (5) 熊谷資産税研究会定期総会
日時 9 月 12 日(木) 午後 1 時 30 分～
場所 さくらめいと
- (6) 歩け歩け大会
日時 9 月 13 日(金) 午前 7 時 40 集合(熊谷駅南口) 8 時 10 分集合(深谷駅北口)
場所 秩父札所めぐり
- (7) 県下税務署長との協議会
日時 9 月 18 日(水) 午後 1 時 30 分～
場所 ラフレさいたま
- (8) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
日時 9 月 20 日(金) 午後 2 時 00 分～
場所 熊谷市立商工会館
- (9) 正副支部長・署との協議会
日時 10 月 3 日(木) 午後 4 時 00 分～
場所 熊谷税務署
- (10) 正副支部長・地域長会議
日時 10 月 3 日(木) 午後 4 時 45 分～
場所 支部事務局

- (11) 青色申告会連合会役員研修会
日時 10月8日(火)～9日(水)
場所 新潟県 岩室温泉
- (12) 県連ソフトボール大会
日時 10月10日(木) (予備日 10月25日(金))
場所 大宮けんぼグラウンド
- (13) 県連地方税当局との協議会
日時 10月18日(金)午後2時00分～
場所 税理士会館
- (14) 県北ブロック研修会
日時 11月6日(水)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「消費税・相続税の今後の対応」
講師 税理士 岩下忠吾先生
- (15) 東京一日研修
日時 11月14日(木)
場所 議員会館・東京スカイツリー見学(予定)

3. その他の協議報告事項

- 音楽愛好会認可 (平成25年9月2日)
発起人代表 山崎浩成会員
発起人数 18名
助成金 50,000円
設立予定日 平成25年9月8日(日)

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

中澤一雄 (平成25年8月29日登録 税務支援対策部)

〒369-1201 寄居町大字用土5441-12

TEL 048-584-7544

金谷初雄 (平成25年8月29日登録 税務支援対策部)

〒360-0237 熊谷市永井太田1271

TEL 048-588-2087

根岸文男 (平成25年8月29日登録 税務支援対策部)

〒366-0035 深谷市原郷2102

TEL 048-572-5901

変更登録

相馬広明 (平成25年8月1日変更 中央地区より大里地区へ)

〒369-1203 寄居町大字寄居370-5

TEL 048-581-3623 FAX 048-580-1204

6. 次回例会予定

- 日時 10月7日(月) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会
支部研修
日時 10月7日(月) 午前11時00分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「電子化と書面添付」
講師 埼玉県連業務部副部長 萩原直幸先生
*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成25年9月9日現在)

11月例会	11月 6日(水)午前10時30分～
12月例会	12月 5日(木)午後 4時00分～
1月例会	1月14日(火)午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(金)午前 9時30分～
3月例会	3月28日(金)午後 4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

TPP 交渉参加に関する意見

平成 25年 6 月 24日

日本税理士会連合会

◆該当する交渉分野

越境サービス貿易

◆意見

政府が進めているTPP 交渉参加への方向性については、日本のみならずアジア・太平洋地域の経済発展に資するものであると理解している。

一方、個別の資格の相互承認については、TPP 政府対策本部作成の「TPP に関するQ&A」において、「現在、TPP 交渉で、医師や看護師など個別の資格の相互承認（国家の資格・免許などをお互いに認め合うこと）についての議論はない」旨の見解が示されており、今後もこの見解に沿った交渉が継続されることを希望する。仮にわが国の税理士資格が相互承認された場合には、税理士制度の存在意義を損ねる可能性があり、さらに以下の理由から議論の対象外とすべきである。

日本の税理士制度においては、税理士法第52 条（税理士業務の制限）により、日本で税理士業務（税務代理・税務書類の作成・税務相談）を行うことができるのは、税理士・税理士法人に限られているが、一方で、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）、公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）は、税理士となる資格を有するものとされている（税理士法第3 条第1 項第3 号、第4 号）。

そのため、仮にTPP 交渉により弁護士または公認会計士資格が他国と相互承認された場合、他国の弁護士・会計士が日本において弁護士・公認会計士登録を行うことにより、税理士法第3 条第1 項第3 号、第4 号により税理士登録を認められることが懸念される。このことは、日本国内における税務に関する専門家としての資質の検証が行われないまま税理士登録を行う者の増加に繋がりがねず、その結果、国民・納税者に不測の損害を与えるだけでなく、歳入に重大な影響を及ぼす可能性がある。

今日、会計のグローバル化が進んでいるが、税については、国の社会体制や規模等によって租税制度が異なっている。国家の財政基盤を支える「税」についてはそれぞれの国の特性に合った仕組みが構築されており、グローバルな基準は存在しない。因みに、TPP 交渉参加国において、税理士制度を有する国は日本とベトナムのみであり、米国では税務業務は基本的に自由業務で、弁護士・公認会計士・EA（エンロールドエージェント）等が税務業務を行うなど、税務業務の担い手についても、国により異なっている。

日本の租税制度は、主権者たる国民が自ら所得を計算し、申告を行うことにより税額を確定させ、その確定した税額を自ら納付するいわゆる申告納税制度を採用している。それゆえ税理士制度は申告納税制度を通じて、国の存立基盤を税に求める民主主義国家を支えるという公共的使命を有しているのである。

こうした日本の税理士制度の存在意義を考えたならば、TPP 交渉において、①税理士資格については相互承認に係る議論の対象外とすべきである、②仮に個別の資格の相互承認が議論される場合でも、税の重要性に鑑み、専門家資格である税理士資格を相互承認の対象外とすべきである。

なお、本年3月13日、自由民主党の外交・経済連携本部TPP 対策委員会が取りまとめた「TPP 対策に関する決議」において、「事務所開設規制、資格相互承認等については、公認会計士、税理士をはじめとした資格制度について、我が国の特性を踏まえる」（TPP検討委員会第二グループ）こととされており、今後の交渉（TPP のほかFTA、EPA を含む。）においても、同決議を尊重していただきたい。

平成 年 月 日

熊谷支部愛好会設立申請書

関東信越税理士会熊谷支部長 殿

名称	
発起人代表	印
発起人氏名 (名)	
設立予定日	平成 年 月 日
活動内容	

1. 発起人が多数の場合は別添にて追加して下さい。
2. 当該愛好会の規約等を作成した場合は、速やかに事務局に提出して下さい。
3. 愛好会設立後は、毎年3月31日現在の愛好会名簿を事務局に提出して下さい。

**地方公共団体監査制度基礎研修
～地方自治法・地方公共団体の財務と会計(公
会計)・監査制度・財政健全化法～
《公益活動対策部》**

開催日 平成25年10月7日(月)

時 間 10:30～16:00 (4.5時間カウントされます)

場 所 大宮法科大学院大学ビル(OLSビル) 2階講堂
〒330-0634 さいたま市大宮区榑木町4丁目333番地13号 OLSビル

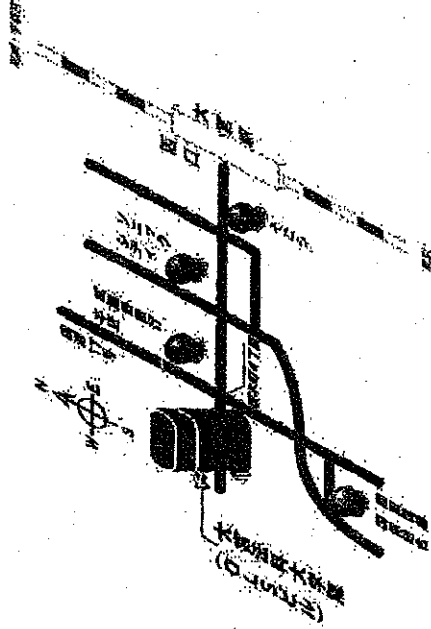
受講料 3,000円 (当日支払)

定 員 100名 (申込み先着順)

講 師 米田正巳氏
(公認会計士・税理士)

※受講票は発行せず、「研修受講カード」で確認しますので、
お忘れずにご持参ください。

問合せ先 関東信越税理士会事務局
TEL 048-643-1661 (担当:塚本)



○10月7日(月)研修会申込書○

本誌をコピーのうえ、支部名・登録番号・氏名を記入し、
FAX(048-643-1475)にてお申し込みください

支 部

登録番号

氏 名

埼税協熊谷地域 9 月例会

平成 2 5 年 9 月 9 日 (月)

会務報告

2 5 . 8 . 2 (金) 第 2 8 回全税共業務推進会議

(時間・場所) 1 5 : 3 0 ~ ラフォーレ清水園

- (協議事項)
- (1) 平成 2 4 年度全税共業務推進の結果について
 - (2) 全税共実績について
 - (3) 平成 2 5 年度全税共業務推進の施策について
 - (4) 各生保の取り組み方について

2 5 . 8 . 2 7 (火) 朝日生命・埼税協 合同進発式

(時間・場所) 1 7 : 3 0 ~ パレスホテル大宮

- (協議事項)
- (1) 朝日生命 埼玉県内各支社長よりプレキャンペーン最終報告
 - (2) 第 2 8 回全税共キャンペーン施策について
 - (3) 決意表明

・ 埼税協ホームページ 組合員・賛助会員専用ページ

I D : z e i

P A S S : s z e i k y o 3 1 1 1

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目	税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用下さい。		

提出窓口 _____
TEL / _____
FAX / _____

※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

平成25年9月9日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

『確定申告の早見表』について

今年度も埼玉県税理士協同組合より各会員一人一冊無料配布されますが、ご希望により予約販売いたしますので、下記申込書を支部事務局にご提出下さい。

価格 @115円

※ 申し込みは9月25日（水）までをお願いします。

FAX 521-9612

申込冊数 _____ 冊

氏名 _____

熊谷支部ゴルフ愛好会会員募集

この度、熊谷支部内にゴルフ愛好会を設立いたしたく、会員を募集いたします。楽しみながらワイワイと日頃のストレスを解消できる、そんなゴルフをしたいと考えております。

設立予定日は10月か11月、第一回コンペは12月を予定しています。

会員の皆様には奮ってのご参加をお待ちしております。

平成25年9月吉日

発起人代表 渡 辺 実

熊谷支部ゴルフ愛好会（仮称）に入会を希望します。

氏 名

このまま事務局宛ご提出して下さい。

FAX 521-9612 電話521-3312

平成25年9月9日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡 辺 実
副支部長 曾 根 和 也
地域長 天 笠 裕 司
業務部長 福 島 泰 彦
研修部長 清 水 茂 昭

税理士会36時間規定研修 平成25年度支部研修会のご案内

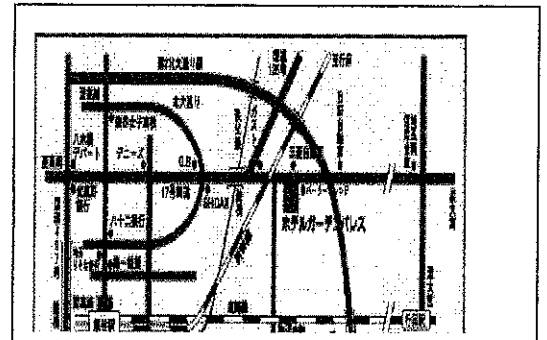
拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成25年10月7日(月) 午前11時00分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「電子化と書面添付」
講師 埼玉県連業務部副部長 萩原直幸先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが
発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位



資料準備の為、9月20日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成25年10月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成25年9月9日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部 支部長 渡辺 実
本庄支部 支部長 須永秀和
秩父支部 支部長 鈴木光一
行田支部 支部長 渡邊義弘

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域 地域長 天笠裕司
本庄地域 地域長 塚本富雄
秩父地域 地域長 長井建充
行田地域 地域長 高瀬 章

税理士会36時間規定研修

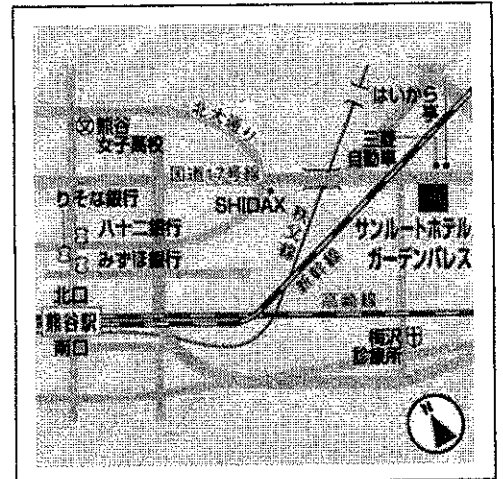
平成25年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓 爽涼の季節となりました。県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて恒例の県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

日時 平成25年11月6日(水) 午後1時00分～5時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777
〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248
内容 『消費税・相続税の今後の対応』
講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
* 著書 「実践 事業承継・財産承継」
「相続税の申告実務」等多数
対象 税理士会会員及び職員
受講料 1000円/参加者1人(資料代含む)
単位 4単位(会員は受講カードを持参ください)



★バスは熊谷駅南口より12時20分に発車します。

★資料準備の為、10月18日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 全て熊谷支部事務局 FAX 048-521-9612にお送りください

平成25年11月6日の県北ブロック研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

支部名 支部 会員事務所名

送信先 FAX 番号:03-5435-0941

日本税理士会連合会 行

利用申込書 送付依頼書

利用申込書類を税理士登録された事務所へ送付するよう依頼します。

年 月 日

記 入 欄			事務局使用欄
必ず記入ください	氏 名		発行済証明書 有 / 無
	税理士登録番号		(発行済証明書有の場合) 証明書失効処理 済 / 未
	連絡先電話番号		リスト入力 済 / 未
※税理士名簿を変更された場合のみ	氏 名 変 更 変更後の氏名を記入してください	(ふりがな) 	税理士名簿変更確認 年 月 日
	住 所 変 更 該当事項へ○を記入してください	自宅 / 事務所	年 月 日
	変更登録申請日	年 月 日	年 月 日
	所属税理士会	税理士会	申請書発送日 年 月 日

※ 電子証明書発行申請書兼利用同意書は、税理士名簿から情報を転記しております。税理士名簿に登録されている住所等が確認書類（住民票もしくは登録原票記載事項証明書）と異なる場合、事前に変更登録申請を所属の税理士会へ行う必要があります。なお、変更登録申請後税理士名簿の更新まで日数を要しますので、予めご了承ください。

日時 平成 25 年 9 月 9 日 (月)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) コンプライアンス確保のための多様な取組について
別添 1 「コンプライアンス確保のための多様な取組」

(2) e-Tax の一層の普及及び定着について

(総務課)

(3) セルフチェック表を活用した実態確認について

(総務課)

(4) 納税困難者への納付指導と早期相談のお願いについて

(徴収部門)

(5) 消費税の各種届出書の送付について

(個人課税部門)

消費税の届出書の提出が必要と見込まれる個人事業者の方に対しまして、次のとおり各種届出書及び提出の案内文を9月下旬に送付予定です。

- ① 平成25年分「課税事業者届出書」又は「納税義務者でなくなった旨の届出書」
- ② 平成26年分「課税事業者届出書」又は「納税義務者でなくなった旨の届出書」、「簡易課税選択届出書」(平成24年分課税売上高5千万円以下の者に限る)
- ③ 新規課税事業者については、口座振替の勧奨用チラシ

(6) 相続税の無申告理由の照会文書について

(資産課税部門)

相続税の課税が見込まれる相続人等の方に対しまして、次のとおり相続税の申告等のご案内文を随時送付予定です。

別添2「相続税の申告等についての御案内」

(相続税の課税が見込まれる方に対する申告案内文)

別添3「相続税の申告等についての御案内」

(相続税の課税が見込まれる方に対する再案内文)

(7) 平成25年分年末調整説明会の開催について

(法人課税部門)

日程：平成25年11月20日(水)

第一回目 10:00～12:00

第二回目 14:00～16:00

会場：熊谷文化創造館さくらめいと(太陽のホール)

(熊谷市拾六間111-1)

(8) 竜巻等により被害を受けた納税者等への対応について

(総務課)

別添4「竜巻等により被害を受けた皆様へ」

3 税理士会からの連絡事項

添付書類

- | | | |
|---|---------------------|----------|
| 1 | コンプライアンス確保のための多様な取組 | |
| 2 | 相続税の申告等についての御案内 | (資産課税部門) |
| 3 | 相続税の申告等についての御案内 | (資産課税部門) |
| 4 | 竜巻等により被害を受けた皆様へ | (総務課) |

コンプライアンス確保のための多様な取組

1 今後の税務行政の方向性(国税庁レポート2013より抜粋)

国税庁では、悪質な課税逃れ等への取組を強化しつつ、税務行政の効率化を図るため、既に、前述した大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を行っています。今後は、さらに、諸外国の取組も参考とし、引き続き実地による税務調査を適切に実施しつつ、実地による税務調査以外のコンプライアンス確保のための手法も積極的に取り入れた税務行政への転換を進めていくこととしています。具体的には、次の3つの取組を柱として、全体としてのコンプライアンスの向上を目指していきます。

1 実地調査の重点化

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、納税者の適正な申告に導くための高い効果を持つ反面、その実施に当たっては大きな事務量が必要となります。そのため、不正などが発生しやすい分野やそれらを見逃した場合に全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野（例えば海外取引等を利用した課税逃れや消費税の不正還付など）に調査事務量を重点的に配分します。また、実地調査に際しては、投下する事務量に見合ったコンプライアンスの向上効果が得られるよう、その波及・牽制効果の向上に努めることとします。

2 情報収集・分析機能の充実

納税者のコンプライアンス・リスクを的確に分析するとともに、課税逃れ等を効果的・効率的に見でけるよう、国税庁の情報収集・分析機能のより一層の充実を目指します。そのため、租税条約などに基づく国際的な情報交換の枠組みを強化するとともに、社会保障・税番号制度の導入を見据え、法定資料などの課税上有効な資料情報をより適正かつ効率的に活用することができるよう、システム整備等を進めていきます。

3 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

納税者の申告前の自己点検の支援や、多数の申告漏れが予想される事項の公表、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調関係の強化など、実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させていきます。

2 当局における自発的な適正申告等に導くための取組等

中期的視点から、自発的な適正申告等に導くための多様な手法の活用を推進
関東信越国税局管内各署が実施する取組

自発的な事後修正の促進

○ 書面照会等(行政指導)による自発的な見直しの要請

【個人課税関係】

- ・ 税務署保有資料から把握した国外財産保有者へ文書により国外財産調書制度導入周知及び保有国外財産から生じる所得の適正申告を呼びかけ
- ・ 税務署保有資料から無申告や申告漏れが想定される事業所得者への文書による自発的な期限後(修正)申告の勧奨

【資産課税関係】

- ・ 相続税無申告者への無申告理由の文書照会

【法人課税関係】

- ・ 書面照会等による自発的な見直しの要請

実地によらない簡易な調査

○ 【資産課税関係】

相続税申告者への電話や来署依頼方式による簡易な調査

再 発 防 止

○ 【法人課税関係】

調査で指摘した非違事項等の再発防止に向けた申告前指導(アフターケア)

それぞれの取組において

税理士等との協働の深化を期待

重点課題等への実地調査事務量配分の重点化の反面、こうした分野以外の分野における効果的・効率的にコンプライアンスを確保するための手法を確立・活用し、納税者全体のコンプライアンスを維持・向上させていく。

〒

名簿番号

住 所

平成 年 月 日

氏 名 様

ほか相続人各位

税 務 署 長

相続税の申告等についての御案内

税務行政につきましては、日頃から御協力をいただきありがとうございます。

また、平成 年 月 日の 様の御逝去に対し、謹んで
お悔やみ申し上げます。

ところで、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額（5,000万円＋1,000万円
×法定相続人の数）を超える場合、その方から相続や遺贈によって財産を取得された方
は、亡くなられた日の翌日から10か月以内に、相続税の申告と納税が必要になりますが、
申告はお済みでしょうか。

お手数ですが、他の相続人の方々へも御連絡の上、申告と納税の必要があるかどうかを
御確認いただき、申告と納税が必要な方は、自主的に申告書の提出及び納税（延滞税の納税
を含みます。）の手續をいただきますよう御案内いたします。

なお、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合等、相続税を納付
する必要がない場合には申告書の提出は必要ありませんが、申告の要否を確認させていた
だくために、同封の「相続についてのお尋ね」の回答欄に該当する事項を御記入の上、
平成 年 月 日までに、御回答くださいますようお願いいたします。

お分かりにならないことがありましたら、当税務署資産課税（担当）部門までお問い合わせ
ください。

既に申告されている場合には、この書状が行き違いとなったものと思われるので、あし
からず御了承ください。

※ この文書による申告が必要な場合の手續のお願い又は「相続についてのお尋ね」の回答のお願いは、行政
指導として行っているものです。

※ この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

資産課税（担当）部門

担 当 者

電 話

※ 自動音声案内による番号が流れた場合は、
「2」を押してください。

（資4-99-A4標準）

〒

名簿番号

住所

平成 年 月 日

氏名 様

ほか相続人各位

税務署長

相続税の申告等についての御案内

税務行政につきましては、日頃から御協力をいただきありがとうございます。

また、平成 年 月 日の 様の御逝去に対し、謹んで
お悔やみ申し上げます。

ところで、先日送付しました「相続税の申告等についてのご案内」により、相続税の
申告又は「相続についてのお尋ね」の提出の御案内をしたところですが、まだ申告又は
「相続についてのお尋ね」を提出いただいておりません。

お手数ですが、他の相続人の方々へも御連絡の上、今一度、申告と納税の必要があるか
どうかを御確認いただき、申告と納税が必要な方は、自主的に申告書の提出及び納税
(延滞税の納税を含みます。)の手続をいただきますよう御案内いたします。

なお、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合等、相続税を納付
する必要がない場合には申告書の提出は必要ありませんが、申告の要否を確認させていた
だくために、同封の「相続についてのお尋ね」の回答欄に該当する事項を御記入の上、
平成 年 月 日までに、御回答くださいますようお願いいたします。

お分かりにならないことがありましたら、当税務署資産課税(担当)部門までお問い合わせ
ください。

既に手続されている場合には、この書状が行き違いとなったものと思われますので、あし
からず御了承ください。

※ この文書による申告が必要な場合の手続のお願い又は「相続についてのお尋ね」の回答のお願いは、行政
指導として行っているものです。

※ この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

資産課税(担当)部門

担当者

電 話

※ 自動音声案内による番号が流れた場合は、
「2」を押してください。

(資4-98-A4標準)

竜巻等により被害を受けた皆様方に

心からお見舞い申し上げます

竜巻等により被害を受けた皆様へ

－申告期限の延長措置等が受けられます－

平成 25 年 9 月 2 日に発生した竜巻等により、国税についての申告、申請、納付などを期限までにできない方は、管轄の税務署長に対し申告・納付等の期限についての延長を申請することができます。

また、その他裏面に記載の国税の納税の猶予、軽減・免除等を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

関東信越国税局・税務署

納税の猶予

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、その申請により 1 年以内（事情によっては更に 1 年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

所得税の軽減・免除

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- 1 住宅・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税の全部又は一部が軽減されます。

相続税・贈与税の軽減・免除

- 1 災害が申告期限前の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、課税価格の計算に際し、災害減免法の規定により、それらの財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。

- 2 災害が申告期限後の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は延納・物納申請中の税額等に限られ、滞納中の税額は除きます。）が、災害減免法の規定により被害の程度に応じて免除されます。

源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅や家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。

被災酒類等の救済措置

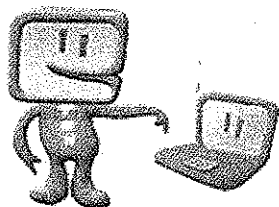
酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者の方が販売のために所持していた酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、販売業者の方からの申請に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について、災害減免法による救済措置が受けられます。

メールアドレスの登録を しませんか？

関東信越国税局
e-Tax
メール会員募集！

メールアドレスを登録された方に e-Tax(国税電子申告・納税システム)
を始めるための最新情報をメールで配信します！

パソコンから



e-taxinfo@kat.nta.go.jp

に空メールを送信するだけ！

※ 件名・本文には入力しないでください。
携帯電話のメールアドレスではご利用いただくことはできません。

e-Tax を利用すれば、確定申告会場に行く必要がなく、自宅などから
申告書の提出(送信)ができるのでとっても便利！

関東信越国税局では、平成 25 年分確定申告の e-Tax 利用に向けた情報を平成 25 年 10 月から
毎月 1 回メールにより配信します。配信内容は次を予定しています。

平成 25 年 10 月 「e-Tax ってナニ？」 「e-Tax のメリット」 「セキュリティについて」 など

11 月 「パソコンの利用環境の確認」 「電子証明書の取得・ICカードリーダライタの準備」 など

12 月 「e-Tax を利用するまでの流れ」

「決算書や贈与税の申告書などの作成・送信も国税庁ホームページで」 など

平成 26 年 1 月 「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』について」

「確定申告に関する Q & A サイトのご紹介」 など

2 月 「確定申告期間が始まりました」

「『確定申告書等作成コーナー』を利用した e-Tax での申告手順について」 など

※ 平成 26 年 2 月以降にメールアドレスを登録された方には、平成 26 年分確定申告の e-Tax 利用に向けた情報を配信
(平成 26 年 10 月以降) する予定です。

- 登録いただいたメールアドレスは、当該メール配信及びアンケート集約以外の目的で使用することはありません。
- 迷惑メール対策などでドメイン指定受信を設定されている方は、ドメイン指定受信の設定を行ってください。
- ※ ご不明な点がありましたら、最寄の税務署(個人課税部門)までお問合せください。